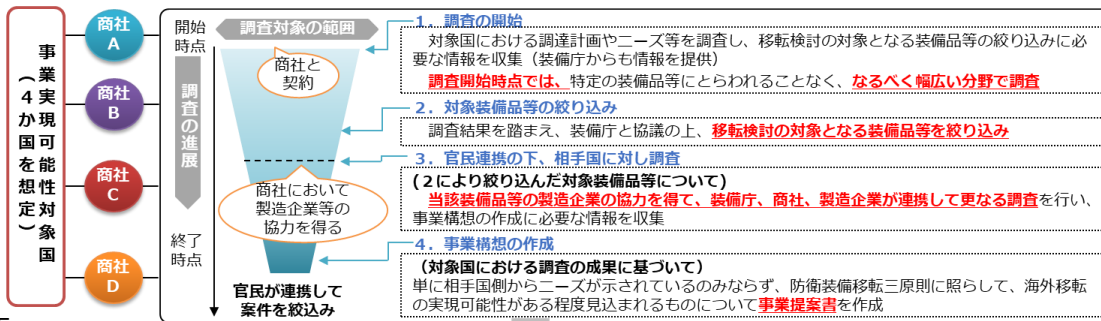


## 1. 事業概要

○防衛装備移転については、同盟国・同志国との実効的な連携を構築し、力による一方的な現状変更や我が国への侵攻を抑止するための外交・防衛政策の戦略的な手段となるのみならず、防衛装備品の販路拡大を通じた、防衛産業の成長性の確保にも効果的である。よって、以下の活動を通じ、防衛装備移転の実現に伴う、防衛装備・技術協力の更なる促進や、防衛生産・技術基盤の維持・強化を図る。

### 【防衛装備・技術協力の推進に向けた事業実現可能性調査（フィジビリティスタディ、以下「FS」という）】

○官民間で連携し、相手国の潜在的なニーズを把握して装備移転の提案に向けた活動を行う事業実現可能性調査を実施。



官民協力の下、対象国への提案活動を継続

- これまでの装備移転では、相手国の引き合いに応じて対応していくのが通例。
- 諸外国に対して装備品の提案活動を効果的に進めて行くためには、各国軍が公表している調達計画等により顕在化しているニーズに留まらず、各国の外交・安全保障政策を踏まえた潜在的ニーズを把握することが重要。

- 防衛装備庁・商社・製造企業が連携して、相手国の潜在的なニーズを把握して提案に向けた活動を行う「装備移転の事業実現可能性調査」を令和2年度から開始。

### 【諸施策】

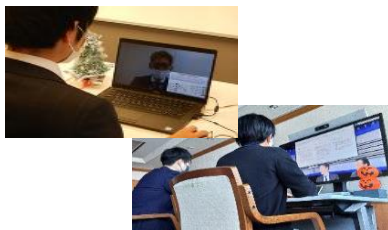
○防衛装備品の移転には、①各国に対して我が国の装備品を認知させる段階、②我が国の装備品の導入が検討されている段階、③我が国の装備品導入が決定され政府間交渉に入っている段階があり、各段階において最適な情報発信を行う必要があり、高い技術力・品質を有する我が国の自衛隊装備品等について英語等外国語による海外向け広報資料を作成してきたところ。

- 近年、官民連携して海外移転推進に向けて取り組んでいるところ、防衛装備・技術協力のための特設サイトを運営及び官民双方向の情報共有ができる講演会（ウェブ上で開催する講演会を含む）を開催し、更なる情報発信強化を図る。

### 事業のイメージ



・ポータルサイトによる各種施策等の発信



・ウェブナーの開催



・広報用動画による装備品紹介

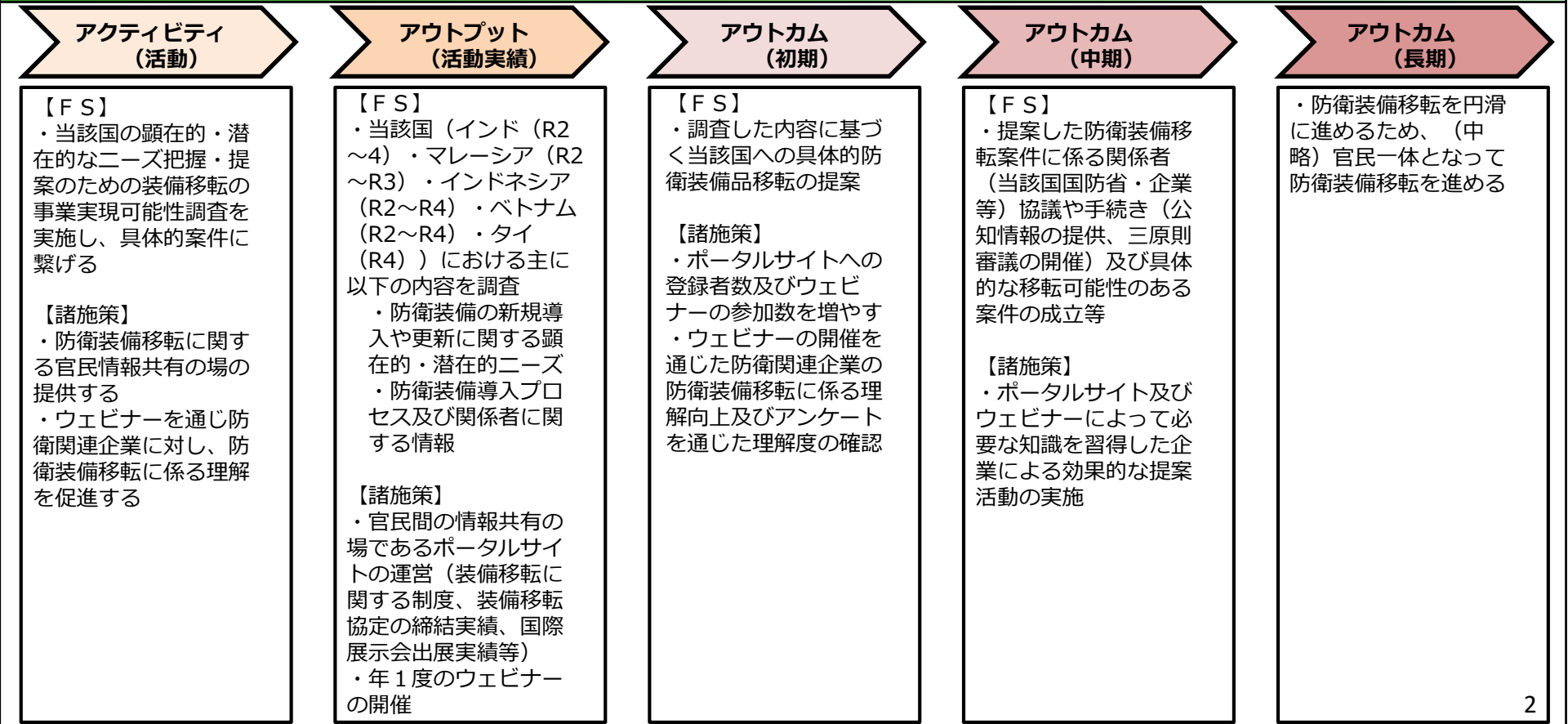
## 2. 論点

① 装備移転実現に向けた効果的な手法の追求  
実際の移転まで時間を要しているため、装備移転実現までの期間が短縮できないか。

② これまでの取組の効果測定

- 【FS】
- ・移転実現のために必要な事項（官側、企業側）を把握できているか。
  - ・新規対象国を増やしていく中で、どの程度の調査期間が適切か。
  - ・本調査を行ってきて判明した課題（デュアルユース技術も対象か）と改善点を、装備移転にどのように反映していくか。
- 【諸施策】
- ・特設サイトは、情報発信等の場として適切に運営されているか。
  - ・官民双方の意見交換の場をどのように活用しているか、登録者（企業）数は適切か、フィードバックは反映できているか。より良い情報共有の場とするため、課題・改善点はあるか。

## 3. ロジックモデル



(参考資料)

# 新たな三文書における防衛装備移転の推進について

## 国家安全保障戦略

### 国家防衛戦略

- 防衛装備品の海外への移転は、特にインド太平洋地域における平和と安定のために、力による一方的な現状変更を抑止して、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略や武力の行使又は武力による威嚇を受けている国への支援等のための重要な政策的な手段
- 安全保障上意義が高い防衛装備移転や国際共同開発を幅広い分野で円滑に行うため、防衛装備移転三原則や運用指針を始めとする制度の見直しについて検討。その際、三つの原則そのものは維持しつつ、防衛装備移転の必要性、要件、関連手続の透明性の確保等について十分に検討
- 防衛装備移転を円滑に進めるため[、基金を創設し、必要に応じた企業支援※]の各種支援を行うこと等により、官民一体となって防衛装備移転を推進

※カッコ内「国家防衛戦略」にのみ記載

### 防衛力整備計画

- 防衛装備移転については、防衛装備品の販路拡大を通じた、防衛産業の成長性の確保にも効果的
- 政府が主導し、官民の一層の連携の下に装備品の適切な海外移転を推進するとともに、基金を創設し、必要に応じた企業支援を実施

## 防衛装備移転三原則の概要

- かつて政府は**武器輸出三原則等**により、**実質的には全ての地域に対して輸出を認めないこと**としたため、輸出の必要が生じるたびに官房長官談話等を発出し、例外化措置を重ねてきた
- **防衛装備移転三原則**は、**新たな安全保障環境に適合**するよう、これまでの例外化の経緯を踏まえ、**防衛装備移転の考え方を包括的に整理し、その基準と手続を明確化したもの**
- 防衛装備移転は、**国際的な平和と安全の維持の一層積極的な推進、同盟国等との安全保障・防衛分野における協力の強化**、さらに、我が国の**防衛生産・技術基盤の維持・強化**、ひいては我が国の**防衛力の向上に資するもの**

### 【原則1】移転を禁止する場合を明確化し、次に掲げる場合は移転を認めない

- ① 我が国が締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合
- ② 国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合
- ③ 紛争当事国への移転となる場合

### 【原則2】移転を認め得る場合を次の場合等に限定し、透明性を確保しつつ、厳格審査

- ① 平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合
- ② 国際共同開発・生産の実施
- ③ 安全保障・防衛分野における協力の強化並びに装備品の維持を含む自衛隊の活動及び邦人の安全確保の観点から我が国の安全保障に資する場合 等

#### 防衛装備の海外移転を認め得る案件

- ① 平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合
- ② 我が国の安全保障に資する場合
  - **国際共同開発・生産（部品を融通し合うシステムを含む）**
  - 安全保障・防衛協力の強化
    - ・米国からの**ライセンス生産品に係る部品や役務の提供**、米軍への修理等の役務提供
    - ・安全保障面での協力関係がある国に対する**救難、輸送、警戒、監視及び掃海**に係る防衛装備の移転
    - ・国際法違反の侵略を受けているウクライナに対して自衛隊法第116条の3の規定に基づき防衛大臣が譲渡する装備品等に含まれる防衛装備の海外移転 等
  - 自衛隊等の活動、邦人の安全確保に必要な輸出
- ③ 誤送品の返送、返送を前提とする見本品の輸出等の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合

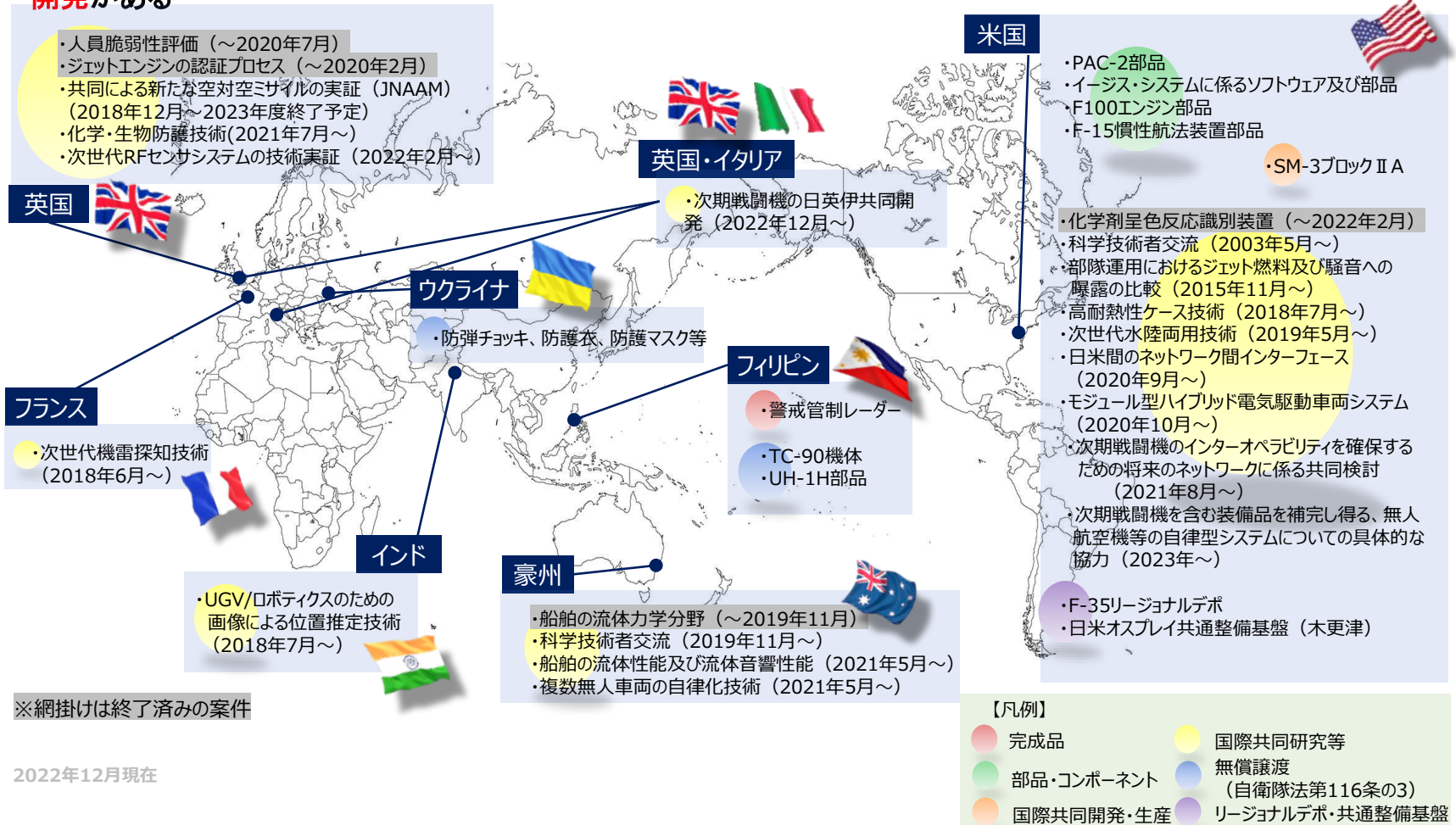
※ 本枠内は、防衛装備移転三原則の運用指針において、移転を認め得る場合として記載されている事項

### 【原則3】目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保

原則として目的外使用及び第三国移転について我が国の事前同意を相手国政府に義務付け

# 各国との装備協力の現状

- 完成装備品の分野での初の移転案件として2020年8月、**フィリピンへの警戒管制レーダーの移転について契約が成立**
- 一方で**先進国との関係では、既に産業基盤が整備されていることから、コンポーネント・部品の移転や国際共同研究・開発がある**



## 防衛装備移転の事例

- 2014年4月に防衛装備移転三原則が策定されて以降、完成品の移転は、フィリピンへの警戒管制レーダー1件
- 装備移転を実現するためには、単なるモノの移転のみでなく、教育支援や維持整備支援等により相手国との関係を築くことが重要

### 2017年 TC-90の貸付・無償譲渡



- 海自練習機TC-90のフィリピン海軍への移転として、①教育所用の変更により早期用途廃止となった機体5機の移転に加え、②パイロット教育及び③維持整備支援の協力をパッケージで進めた事業
- 2016年9月の日比首脳間での合意に基づき、2017年3月に機体2機、2018年3月に残りの3機を引渡し（2017年6月、自衛隊法が改正され、自衛隊で用途廃止・不用となった装備品の開発途上地域への無償譲渡が可能に。最初の2機は、当初、有償貸付としていたものを、法改正を受け2017年11月に無償譲渡に切替え）
- 教育・支援の面では、
  - ・2016年11月から、比海軍のパイロット6名に対する操縦教育を海自徳島航空基地において実施
  - ・2017年2月・3月、比海軍整備要員6名に対し、整備研修を国内整備企業等において実施
  - ・2017年4月から、国内整備企業の技術者をフィリピンに派遣。比海軍が行う維持整備業務に対して対面で教育



### 2019年 UH-1H部品等の無償譲渡

- 2017年10月、陸自多用途ヘリコプターUH-1H全機の用途廃止により、エンジン、ブレードを含む部品等が不用となる
- 2018年4月、フィリピン国防省は、不用となったUH-1Hの部品等について、無償譲渡を防衛省に依頼
- 2019年3月から順次、部品等の引き渡しを行い、2019年9月に引渡しが完了

### 2020年 警戒管制レーダーの移転



J/FPS-3

※上記2枚の写真は、自衛隊のレーダーであり、フィリピンへ移転するものとは異なる



JTPS-P14

- 2018年にフィリピン空軍が着手した警戒管制レーダーの選定に対し、三菱電機(株)が自社製レーダーを提案し、防衛装備庁は日本製レーダーの採用に向け活動を実施
- 2020年8月、フィリピン国防省と三菱電機(株)の間で自社製警戒管制レーダー・4基を約1億ドルで納入する契約が成立。同レーダーは、我が国から海外への完成装備品の移転としては初の案件
- 2023年以降の納入に向け、1基目のレーダーの三菱電機(株)における国内での製造が完了し、11月にフィリピンへ輸出



警戒管制レーダーの契約成立を受け、河野防衛大臣（当時）を表敬訪問する駐日フィリピン大使

## 防衛装備品・技術移転協定の締結状況

- 我が国で行われる防衛装備品の**海外移転は、適正管理が確保される場合に限定**
- 原則として**目的外使用及び第三国移転について我が国の事前同意を相手国政府に義務付けることが必要**（一部の場合においては、仕向先の管理体制の確認をもって適正な管理を確保することも可能）
- 目的外使用及び第三国移転に係る厳格な管理の確保を図ること等、移転される防衛装備品・技術の取扱いに関する**法的枠組みとして、諸外国と防衛装備品・技術移転協定を締結**

